

## 蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所の開設担当職員に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所において、台風等風水害の際、災害対策本部の統括のもと、開設及び運營業務を行うため、あらかじめ指名する職員（以下「地域避難場所開設担当職員」という。）の選任方法等について、必要な事項を定めるものとする。

### (選任の基準等)

第2条 地域避難場所開設担当職員は、災害対策本部員、本部事務局員及び第1非常配備職員以外の者のうちから危機管理監が選任し、市長が任命する。ただし、長期間の地域避難場所の運営が必要になった場合において、交代要員として選任する者については、この限りでない。

2 次の各号のいずれかの事項に該当する職員は、前項の規定にかかわらず選任しない。

(1) 休職中の者

(2) 妊婦又は産前産後休業若しくは育児休業中の者

(3) 危機管理監が地域避難場所開設担当職員として適当でないとする者

3 蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱により、蒲郡市地域防災計画に定める避難所等において、開設及び運營業務を行うため、あらかじめ指名する職員が地域避難場所開設担当職員に重複して指名されることを妨げない。

4 選任された地域避難場所開設担当職員は、その任期中、第2項第1号又は第2号に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに危機管理監に報告するものとする。

5 危機管理監は、前項の規定による報告があったときは、速やかに後任の職員を選任するものとする。

### (任期)

第3条 地域避難場所開設担当職員の任期は、選任された年度の4月1日から2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前条第5項の規定により選任された後任の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第4条 各地域避難場所の地域避難場所開設担当職員の定数は、8人とする。

(業務の内容)

第5条 地域避難場所開設担当職員は、地域避難場所への配備が決定された場合、迅速に地域避難場所に参加し、施設管理者等と協力して地域避難場所の開設及び災害対策本部との連絡調整等運営に関する業務に従事するものとする。

2 地域避難場所開設担当職員は、平常時から防災に関する知識を習得するとともに、地域の防災訓練に参加する等、地域住民との連携の強化に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。